

クレオパトラの「祖国」について

The “Πατρίς” of Cleopatra

櫻井かおり

Kaori SAKURAI

はじめに

クレオパトラ 7 世は、その治世 16 年目にあたる前 37/36 年に、改めて一年目から数え直した統治歴との併用を始めた。このことは、ヘラクレオポリス出土の BGU XIV 2376 において確認することが出来る。現地の訴訟文書であるこのパピルスには、前 36/35 年、すなわち旧治世 17 年目、新治世一年目の日付が記されている¹。ここに記されていたクレオパトラの新たな称号である「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」は、先行研究において大きな注目を集めた。クレオパトラは、父プトレマイオス 12 世の遺言に基づき、弟のプトレマイオス 13 世を共同統治者として前 51 年に即位した後、前 30 年に至るまで「父を愛する者/愛父者 (Φιλοπάτωρ)」を自身の称号として用い続けていた²。そうしたなかでこの新たな称号を用いたのだが、そこに記された「祖国 (πατρίς)」が何処を指しているかについて、研究者間で論争が生じたのである³。

本稿では、クレオパトラの称号の一つである「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」に纏わる論争を踏まえた上で、ここにおける「祖国 (πατρίς)」が意味するところについて、この称号が用いられた時期の政治的背景とともに再考察したい。

1. 先行研究における論争

まず、「祖国 (πατρίς)」はエジプトを指すとする見解から確認してゆこう。代表的な論者

¹ BGU XIV 2376, 1.1-2: [Βασιλευόντων Κλεοπάτρας Θεᾶς Νεωτέρας Φιλ[ι]οπάτορος καὶ Φιλοπάτρινος καὶ Πτολεμαίου τοῦ καὶ Καίσαρ Θεοῦ Φιλοπάτορος [καὶ Φιλομήτορος]. (下線は引用者による)

² Bingen, 2007, p. 64.

³ Bingen, 2007, pp. 57-62.

として、トムスンが挙げられる。トムスンは、クレオパトラがエジプトにおいて執った政策という観点から、「祖国 (πατρίς)」の意味を確認してゆく。クレオパトラは、ナイル川の洪水が不十分で不作だった際には、耕作者を保護するような布告を発している。加えて、不法な徴税に対する陳情があった地域に対応して免税を認める布告を発している。このことから、クレオパトラはエジプトの状態に気を配っていたと同氏は指摘する。クレオパトラはカエサルやアントニウスを結んだため親ローマ派とみなされたが、そのような立場を取ったのは女王として君臨していたエジプトを守るためであった、と述べる。従って、クレオパトラにとって「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλονατρίς)」における「祖国 (πατρίς)」はエジプトを指すと論じたのである⁴。

同氏のように、クレオパトラがエジプトを愛した君主であったという見解は、クレオパトラ治世に関する先行研究全般に少なからず見受けられる⁵。一方で、ヘレニズム君主とみるクレオパトラ研究者の間でさえ同様の見解が見受けられ⁶、研究者の年代及びアプローチの方法を問わず根強いものとして存在してきた。これは、クレオパトラの治世においては土着の人々による反乱が一件も起きていないことも大きく影響しているであろう。これに関連して、後期プトレマイオス朝の行政史の大きな特徴の一つとして挙げられるのが、王による恩赦大赦令である。大赦令が頻繁に出されたということは、当該王朝末期の無法の現れと解釈されるが、当該王朝における最大にして最後の大赦令は、クレオパトラの父プトレマイオス12世治世の前63/2年のものである⁷。エジプトの地方での反乱の発端は、前217年に遡る。プトレマイオス4世とセレウコス朝シリアのアンティオコス3世とが覇権を巡り争った第4次シリア戦争におけるラフィアの戦いにおいて、初めてエジプト人が兵士として採用されたとされている⁸。この出来事を皮切りにエジプト人達の勢力が増し、以後歴代のプトレマイオス王達はエジプトの地方における度重なる反乱に見舞われることとなったとされている⁹。サムスンは、しかしながら、クレオパトラ治世においては、エジプト人による蜂起が起らなかった代わりに、彼女がオクタウィアヌスに相対した時にこそエジプト人達が立ち上がったことは、クレオパトラがエジプト人達の間で絶大な支持を集めていた証拠であると述べ

⁴ Thompson, 2003, pp. 31-34.

⁵ E.g. Ashton, 2008, p. 3; Montserrat, 2003, pp. 149-51.

⁶ E.g. Chauveau, 2002, pp. 78-80; ウェイゴール、1963、77頁。

⁷ 金澤、1981、90-94頁。

⁸ Pol., 5.82.

⁹ Adler, 2005, p. 30f.; Hölbl, 2001, p.154. ただし、ここには下記のような指摘が成されている。従来、ラフィアの戦いにおけるエジプト人兵士の登用は、プトレマイオス朝時代における土着の人々による反乱の原因とされてきた。しかし、ギリシア語とヒエログリフによる併記が欠損しデモティックで記されたもののみが残っている。これに依れば、ラフィアの戦いが終わらぬうちに既に土着の将校達の離脱が起こっていることがわかる。従って、地方における反乱はラフィア戦後の問題ではない可能性がある(金澤、1983、19頁)。

る¹⁰。

一方、ビンゲンは、「エジプトの人々」とは、より正確な定義を必要とするものである上、そうした人々が当時苛立っていたとするのも奇妙な想定に過ぎず、称号「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρις)」に纏わるこのような解釈は、当時のエジプトの状況に全く当て嵌まるものではないと反駁する¹¹。同氏は、エジプト人は、ファラオがマケドニア人であろうとアレクサンドリア市民であろうと、神々との束の間の仲裁者として認識していた一方で、元来マケドニア人は、王と「祖国 (πατρις)」の概念を結び付けてはいなかったと指摘する。マケドニアの王政を正当化する唯一のものは、王が自らを「王 (Βασιλεύς)」であると自覚する自然な認識であって、この自らがバシレウスであるという認識は、その領土から生じるものではなかった上に、マケドニア王室のアイデンティティーの源も、その領土にはなかったと述べる。すなわち、プトレマイオス王達は、当時海外の歴史家から見ればエジプト王であったが、彼ら自身としてはそういった認識を有してはいなかったとする。故にクレオパトラも、彼女の名誉を貶め、気分を害することを望むローマ人達にとっての「エジプト女」であったに過ぎないと結論づけた¹²。更に、前36年においては、親又は反ローマ感情も差し迫った問題ではなかった政治的背景に加え、当時殆どのエジプト人は、ローマの世論であったオクタウィアヌスのプロパガンダとは無縁の生活をしていたとする。そもそも、そうした地方に暮らす人々に対して、プトレマイオス朝から発信されていた情報は、王室や著名人達の感傷的な出来事に偏っていたことを挙げ、更に、クレオパトラに纏わる醜聞は、収税官や穀倉官に相当な圧力が掛かっていた時期にのみ拡散していたと指摘する¹³。

更に、ビンゲンの主張を確認してゆこう。同氏によれば、そもそも「Φιλοπατρις」という形容詞は、ギリシア語の碑文中に頻繁に登場するが、その大半が、「生まれ育った街に対してよく奉仕した一般市民の、並外れた公共性」を意味しているため、クレオパトラの称号を解釈する上では殆ど参考にならないと述べる。一方で、エジプト語の碑文中では「πατρις」が「故郷」の意味で用いられ、プトレマイオス2世時代のパピルス文書からは、フルネームが要求された場合には、父親の名と先祖の故郷である「祖国」名を示す必要があるという慣例が確立していたとする。このような形で外国人を識別し、「πατρις」によってアイデンティティーを定義する義務がプトレマイオス朝期を通じて残った。そして、祖国や名前を改竄することは死刑にさえ繋がる可能性を有していた。例えば、某の息子である誰々は、クレタ人、アカイア人、アテナイ人、トラキア人、ユダヤ人、時にはペルシア人であり、最も権威のあるところではマケドニア人であった。またビンゲンによれば、エジプト人

¹⁰ Samson, 1987, p. 115.

¹¹ Bingen, 2007, p. 59f.

¹² Bingen, 2007, p. 60.

¹³ Bingen, 2007, p. 59.

である場合には、どこかの州の出身であるかまで言及しなくてはならなかったとされる。したがって、そうした個々のアイデンティティーを示す厳格な規則は、ギリシア由来のものでもエジプト由来のものでもなかったが、プトレマイオス朝時代を通して「祖国 (πατρίς)」は人々にアイデンティティーを与えるものであった、とビンゲンは結論づけた¹⁴。

ゴールズワーシーは、両見解について簡単に触れているが、ビンゲンの説を有力視している。「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」という称号は、クレオパトラがエジプトに深い愛着を持っていた証拠だという見方に対しては、そう表現すべき理由が見当たらないとする。むしろ、クレオパトラはアレクサンドロス大王の記憶と自身とを関連づけようとしたという説を支持し、ここでいう「祖国 (πατρίς)」とはマケドニアあるいはアレクサンドロス大王の征服地もしくはヘレニズム諸王国の領域を指すと見なす。一方で、この称号を見聞きした人々がどのように解釈したかは定かではなく、祖国をエジプトと捉えた者もいた可能性を示唆した上で、新しく獲得した領域の人々に対して、ローマ以前の一体性を思い出させようとしたと論じた¹⁵。

上記のような、クレオパトラの勅令及びギリシア語による称号に基づいて、彼女がエジプト人を保護し気にかけていた君主であったか否かという論争は、その勅令及び称号が記された当時の時代背景と合わせて細かく見てゆく必要がある。サムソンは、共同統治者である弟プトレマイオス13世とクレオパトラの名の下に発布された、前50年の飢饉に際して首都アレクサンドリアへ向けてエジプト全土から穀物を集めるという無慈悲な勅令は、クレオパトラの意図するところではなく、クレオパトラの力を恐れ疎んじていたプトレマイオス13世の側近達の決定であったと主張する¹⁶。また、ショーヴォは、エジプト側の観点を以って「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」を考察した結果、プトレマイオス朝の君主制の、全体を通しての根本原理を一新する、一つの方針の宣言とみている。すなわち、王権はこれ以後、「ナイルの王国における、文化や言語を問わず全ての住民との関連付けに基づいた」と主張する¹⁷。同氏が述べるように、クレオパトラとアントニウスの同盟関係による帝国支配の野望とみなされてきたより広範かつ普遍的な支配は¹⁸、先行研究において極めて大きな注目を集めてきた問題である¹⁹。しかしながら、この称号の解釈に纏わる問題を取り扱う研究は、概して、その政治的背景についての詳細を周知の事柄として省略しがちである。

¹⁴ Bingen, 2007, p. 60f. なおビンゲンは、自身の述べる意味で解釈しうる Φιλοπατρίς について数多くの事例があると述べつつ、事例としては、コス出土の碑文を1件挙げている (Paton-Hicks, 1981, p. 127, n. 84)。

¹⁵ ゴールズワーシー、2016、下巻、23頁。

¹⁶ Samson, 1987, p. 109.

¹⁷ Chauveau, 2000, p. 79.

¹⁸ Plut., *Ant.*, 29.

¹⁹ E.g. Ashton, 2008, p. 148f.; Chauveau, 2000, p. 30; Samson, 1987, p. 115; 浅香、1974、150-51頁。

従って、次に、この称号が用いられ始めた前 37/36 年前後の政治的背景について、改めてみてゆきたい。

2. 前 37/36 年前後の政治的背景

前 42 年にブルートゥスとカッシウスを破った第二回三頭政治の締結者の一人アントニウスは、再三に渡りクレオパトラを召喚すべく使者を送っていた。この要請に対し前 41 年、遂に応じたクレオパトラはタルソスに赴きアントニウスと会見する。ここにおいて、彼女は連日洗練された演出に基づく豪華な宴を催してプトレマイオス朝の力を誇示し、アントニウスと同盟を結ぶことに成功した。更に、同年の冬から翌年にかけて、アントニウスはアレクサンドリアに滞在し、クレオパトラと一緒に「真似のできない生活をする人々 (ἀμιμητοβίωι)」²⁰ の会を結成して極めて贅沢に暮らした。前 41 年冬から前 40 年にかけてのアントニウスによるアレクサンドリア滞在はクレオパトラに彼との間の双子を齎したこともあり、両者の結びつきは一層強固なものとなったかのようには思われた。

一方で、同時期のローマにおいては、猛女と謳われたアントニウスの妻フルウィアと弟のルキウスが、オクタウィアヌスに戦線布告して紛争が勃発していた²¹。それに加えて、パルティア軍による遠征も開始される。アントニウスは、これらの事変への対処を余儀なくされて前 40 年にエジプトを脱した²²。間もなく、アントニウスの妻フルウィアが心労から病没したため、アントニウスはこの紛争の責任を全てフルウィアに転嫁してオクタウィアヌスと和解した²³。同年のブルンディシウムで開かれた協定において、東方をアントニウスが、西方をオクタウィアヌスが、そしてアフリカはレピドゥスへと分割されることとなった²⁴。更に、アントニウスはその後、オクタウィアヌスの異母姉で寡婦となっていた美貌と分別を兼ね備えたとされる誉れ高い女性オクタウィアと政略再婚した²⁵。結果、前 37 年のタレントゥムにおいて、第二回三頭政治は五年間期限を延長されることとなる²⁶。

ローマにおいて、上記のような目まぐるしい変化が起きていた三年もの間に、クレオパトラは、前 40 年にアントニウスとの間の双子の出産を終え²⁷、エジプトを離れることなく統治

²⁰ Plut., *Ant.*, 28.

²¹ App., *BCiv.*, 5.19.

²² Plut., *Ant.*, 30.

²³ Plut., *Ant.*, 30.

²⁴ Plut., *Ant.*, 30.

²⁵ Plut., *Ant.*, 31.

²⁶ App., *BCiv.*, 5.95.

²⁷ Plut., *Ant.*, 36.

に専念していたと考えられる。

一方、前 37 年におけるタレントゥムでの協定後にアントニウスは、パルティア大遠征を始めるべく再び東方へ向かった²⁸。この際彼は、タレントゥムで妻オクタウィアをローマへ送還した²⁹。同年末、クレオパトラは、アントニウスの要請に応じてアンティオキアに赴いている³⁰。ここにおいて、アントニウスは、クレオパトラへの莫大な贈り物と共に、フェニキア、コイレ・シリア、キプロス、キリキアの領土の大半、ユダヤの一部地域及び、ローマ市民が重要視する東西交易の拠点であったアラビアの沿岸地域、これら全てを彼女に譲渡した³¹。アントニウスはこれらに加えて、前 40 年に彼がエジプトを脱した後間もなく誕生していた彼とクレオパトラの間の双子を認知した。この男女の双子は其々太陽と月に因みアレクサンドロス・ヘリオスとクレオパトラ・セレネと命名される³²。クレオパトラは、アントニウスとともにアンティオキアで過ごした前 36 年頃、シリアにおいて造幣した自身の 4 ドラクマ銀貨において「生まれ変わった女神/新テア (θεά νεωτέρα)」という称号を有している³³。更に同年、エジプト歴における治世 16 年目を、新たな治世元年と定め、旧統治歴との併用を始める³⁴。そして前 35 年には、彼女はイシスとしてデンデラのハトホル神殿南壁に、息子カエサリオンとともに刻まれる³⁵。

上記の動きは全て、前 34 年に始まるアントニウスによるパルティア遠征と、それによって獲得が期待された領土に基づくものと考えられる。しかし、アントニウスのパルティア遠征は惨敗に終わった。これは、クレオパトラの王権を揺るがしかねない事態であった。故に、前 34/33 年にフェニキアのドラで造幣されたと推定されるクレオパトラが前景に描かれたアントニウスとの青銅貨からも垣間見える通り³⁶、当時彼女が主導権を握っていたアントニウスをして、対アルメニア戦の凱旋式は慣例を破ってローマではなく、アレクサンドリアで開催させたのである³⁷。そしてその際に、支配下に入る予定であったパルティアの王を連想させる称号の女性版として「諸王の女王 (REGINAE REGVM)」を授与させたのである³⁸。このことは、アントニウスにとっては、ポンペイウスの先例があるため、西方におけ

²⁸ App., *BCiv.*, 5.95; Dio, 48.54.6.

²⁹ Plut., *Ant.*, 35.

³⁰ Plut., *Ant.*, 36.

³¹ Plut., *Ant.*, 36.

³² Plut., *Ant.*, 36.

³³ Burnett, Amandry, Ripollès, 1992, p. 602, nos. 4094-96.

³⁴ Hölbl, 2001, p. 242.

³⁵ Ray, 2003, p. 10.

³⁶ Burnett, Amandry, Ripollès, 1992, p. 661, no. 4752.

³⁷ ローマの凱旋式は、元首政期に至っても都市ローマ内を行進する形式で挙行されるのが常であった (Künzl, 1988, S. 30-44)。

³⁸ Crawford, 1974, vol. 1, p. 539, n. 543.1 (pl. LXIV.13).

る自身にとってのデメリットは特に見受けられない³⁹。一方で、東方的な王権理念に基づくクレオパトラにとっては、王権の弱体化を阻止し、その上、逆境を好機に変え得るという利点さえ齎すものであったと考えられる。クレオパトラは前 34 年におけるアレクサンドリアでの凱旋式において、アントニウスから「諸王の女王 (βασιλιδα βασιλέων / REGINAE REGVM)」の称号を与えられ、当該王朝の最盛期であったプトレマイオス 2 世の頃のエジプトの版図を束の間にも髣髴とさせるほど、領土の譲渡を約束され、子供達の認知も受けた⁴⁰。プルタルコスに依れば、この頃からクレオパトラは、大衆の前に姿を現す際にイシスの装束を纏い、「新イシス (νέα Ἴσις)」とみなされたという⁴¹。

上記のような一連の出来事を踏まえれば、ビンゲンが指摘する通り、前 37/36 年前における称号「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρις)」の「祖国 (πατρις)」を、わざわざエジプトに限定する緊急性及び必要性は殆どないように思われる。ところで同氏は、こうしたギリシア語による称号のみならず、エジプト語による称号も併せてみてゆく必要があると述べている⁴²。エジプト王朝より伝統的に受け継がれてきた五重称号を、代々のプトレマイオス王も所有している事実からすれば、その通りであると言える。しかしながら同氏は、クレオパトラの五重称号について具体的な考察を行っているわけではない。そこでクレオパトラの五重称号を具体的に確認してゆくことで、「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρις)」の持つ意味を更に深く探ってゆきたい。

3. Φιλοπατρις の再考察

古代エジプトにおいては、王朝時代初期からローマ支配時代に至るまで幾らかの変遷を経つつ、其々の王を特定するための五重構造による称号を有していた。すなわち、即位以降用いられる称号であるホルス名、二女神名、黄金（のホルス）名、即位名と、誕生名であるラーの息子名だ⁴³。尚、プトレマイオス朝においては、プトレマイオス 3 世以降の即位名に「～の相続人 (jw^c-n-)」が一貫して含まれているという特徴が挙げられる⁴⁴。例えば、プトレ

³⁹ 「アントニウス自身は諸王の王ではなかった。何故なら、彼は東方の地域を治めるよりもっと大きな野望を抱いていたからである。アントニウスはローマ帝国全体を支配し、傍らのクレオパトラは妻として東方を治めるという目的を持っていたのである」(Samson, 1987, p. 137f.)。なお、「諸王の女王 (REGINAE REGVM)」の称号についてさらに詳しくは、拙稿、2017、35-38 頁を参照のこと。

⁴⁰ Dio, 49.41.1-3; Plut., *Ant.*, 54.

⁴¹ Plut., *Ant.*, 54.

⁴² Bingen, 2007, p. 64.

⁴³ Cf. von Beckerath, 1980, Sp. 540-542; Doxey, 2001, p. 490.

⁴⁴ E.g. Barta, 1989, S. 113f., Nr. 14-21. ただし、この中で Barta, 1989, S. 113., Nr. 14 は、ローマ支配時代のホルス名においてこの表現が含まれる唯一の例外として挙げられるが、von Beckerath, 1999, S. 248f., 1:E10-

マイオス3世の即位名の一つである「姉弟である神と女神の相続人 (*jw^c-n-ntrwj-snwj*)」における「姉弟である神と女神 (*ntrwj-snwj*)」は、彼の先代であるプトレマイオス2世夫妻の君主礼拝において用いられた添え名である⁴⁵。以後も続くこの特徴は、プトレマイオス朝に特有の君主礼拝のシステムと、それを五重称号の内へと組み込んだエジプトの伝統に基づく王位継承の正当性を示していると思われる⁴⁶。尚、プトレマイオス2世の治世に確立された君主礼拝を担い⁴⁷、プトレマイオス5世以降に戴冠式を執り行っていたのは⁴⁸、メンフィスのプタハ大神官の一族であった。更に、プトレマイオス8世の娘の一人であるベレニケは、メンフィスのプタハ大神官兼君主礼拝神官であるパシユリエンプタハ (*P3-šri-n-Pth*) 2世に嫁いでいる⁴⁹。従って、こうした君主礼拝に関連する表現は、ギリシア語とエジプト語の両方を操ることが出来、プタハ大神官兼君主礼拝神官であったメンフィスの一族⁵⁰によって編み出されたものである可能性が高い。

加えてプトレマイオス朝時代後期から末期にかけて、王宮内ひいては首都アレクサンドリアが混乱し、王が一度追放及び退位に追い込まれ、機会を得て復位し二度目の統治を行う際にも、一度目の戴冠の時と同様に、新たな五重称号が用いられた。故に、クレオパトラが前37/36年に、改めて治世一年目から数え直す暦表記を、それ以前の治世歴と併用し始めた際に、「祖国を愛する者/愛祖国者 (*Φιλοπατρις*)」を用い始めるが、これに対応するエジプト語による表現も同時に考案されている可能性がある。

しかしながら、殆ど同義として扱われたギリシア語とエジプト語による二言語表記においても大きな違いがみられる場合がある。とりわけ注目に値するのが、プトレマイオス朝君主礼拝で用いられた表現の中に頻出する「愛」についてである。すなわち、ギリシア語では能動で「愛する」となるが、エジプト語では受動で「愛されし」となることである。例えば、クレオパトラのギリシア語による称号は「父を愛する女神/愛父女神 (*Θεά φιλοπάτωρ*)」であるが、エジプト語では「女神、父に愛されし女性 (*ntrt mr(t)-jt.s*)」である⁵¹。従って、「祖国を愛する者/愛祖国者 (*Φιλοπατρις*)」というギリシア語による称号が、同時にエジプト語

13, 298においてこのことは確認出来ない。

⁴⁵ 君主礼拝の概略については、以下を参照のこと。Hölbl, 2001, pp. 92-98; 波部, 2014, 60-64, 184頁。

⁴⁶ なお、この点に関しては、さらに詳しく考察した別稿を準備中である。

⁴⁷ BM EA 379. プトレマイオス朝時代における初代プタハ大神官パディバスト=ネスケディティ (*P3-di-B3st=ns-kdty*) 1世がアルシノエ祭祀の神官となって以降、メンフィスの一族が君主礼拝神官をプタハ大神官職と兼任するようになる。

⁴⁸ Thompson, 2012, p. 111. 同氏によれば、プトレマイオス朝時代におけるプタハ大神官は、エジプト全土の神官達の第一人者であり、プトレマイオス王家との会話にはギリシア語を用い、戴冠式等の儀式においてはエジプト語を用いた。

⁴⁹ H.M.V., 82. 1.19-20.

⁵⁰ Thompson, 2012, p. 135f.

⁵¹ von Beckerath 1999, S. 244f., 13:E1-2, B1-2.

によっても併記される場合には「祖国に愛されし者」となるはずである。

更に、「祖国 (πατρίς)」に当たるエジプト語も、様々な場合が想定出来る。例えば、この「愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」の「祖国 (πατρίς)」を、アレクサンドロス大王の東方遠征に由来する広範な地域を示唆する「帝国」として表現するのであれば、アレクサンドロス大王のホルス名における表現に倣ったであろう⁵²。すなわち、彼のホルス名の一つである「全土の、支配者達の支配者 (*hq3-hq3w nw-ḥ(r)-dr:f*)」における「全土 (*nw-ḥ(r)-dr:f*)」である。

一方、この「祖国 (πατρίς)」がエジプトを指すものであったならば、「エジプト (*Kmt*) / (*B3qt*)」及び「二国 (*ḥwꜥt*)」等、プトレマイオス朝以前のエジプトにおいても、そして彼女以前のプトレマイオス朝の王達の五重称号においても用いられてきた、上記三つの表現のうち一つが用いられたと考えられる。しかしながら、プトレマイオス朝時代の五重称号全体を通して、エジプトの神々及び人々、若しくは、君主礼拝に関連して親族によって「愛されし者」という表現は数多く見られるが、「エジプトから/祖国から」愛されし者といった言い回しは前例が見受けられない。そのような中、プトレマイオス 10 世以降アウグストゥスのものに至るまでホルス名に頻出する興味深い表現が見受けられる。それは、直訳すると「愛されし心地良き者」であり、諸説あり訳が未だに定められていない「人気者/人望熟き者 (*bnr-mrwt*)」という表現である⁵³。そもそも、プトレマイオス朝の五重称号に頻出する「～に愛されし」という表現において、「～」に該当する内容が明示されないことは、極めて稀である。例えば、「アムンに愛されし者 (*mrj-Jmn*)」や「プタハに愛されし者 (*mrj-Pth*)」に等、愛する主体が誰であるかが明白だ。こうした中で、「愛されし心地良き者 (*bnr-mrwt*)」は例外的であり、この表現以外にこのような事例は見受けられない。この表現が、バルタによる訳が示す通り、人々からの人気を示唆するのであれば⁵⁴、「祖国 (の人々から) 愛されし者」ということを意味した可能性がある。すなわち、ギリシア語に変換すると「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」となるのである。

しかしながら、クレオパトラの五重称号として現在までに見つかっているものの中には、アレクサンドロス大王の「全土 (*nw-ḥ(r)-dr:f*)」及び「愛されし心地良き者 (*bnr-mrwt*)」という表現のどちらも見受けられない。従って、クレオパトラの目新しい称号「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρίς)」における「祖国 (πατρίς)」が何を示唆しているかは不明であるといえる。ただし、先行研究においては、プトレマイオス朝時代の五重称号についてさして考察することもないままに、従ってプトレマイオス朝時代におけるギリシア語による君主礼拝関連の称号と五重称号とが網の目のような互換性を有している事実を踏まえることな

⁵² Bosch-Puche 2013, pp. 134-36.

⁵³ von Beckerath 1999, S. 242f., 10:H, S. 244f., 12:H, S. 246f., 13c:H3, S. 248f., 1:H2.

⁵⁴ Barta 1989, 118, Nr. 231.

く、「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρις)」という表現のみに過剰なプロパガンダを見て論争していたように思えてならない。

クレオパトラがその統治において重きを置いたのが、外交であったか、それともエジプト内政であったか、ひいては、クレオパトラがヘレニズム君主とみなされるべきか、はたまたエジプトのファラオとして扱われるべきかという論争に決着はついていない。ともあれ、様々な文化・伝統が集った当時の一大文化都市である首都アレクサンドリアで培われたクレオパトラのエスニシティやアイデンティティーを一つに絞ることは困難である⁵⁵。また、クレオパトラの系譜から遺伝学的な特徴を探ろうとしても、彼女の母親が不詳であることが問題となっている。クレオパトラが純粋なギリシア系マケドニア人であったと主張する研究者は多く、そうした見解において彼女の母親は他の姉弟同様クレオパトラ6世トリュファイナか、又は名もなきギリシア人愛妾であったとされる⁵⁶。一方で、明確な根拠に乏しいものの、クレオパトラの母親はエジプト人であり、大神官の娘ではないかという見方もある⁵⁷。プルタルコスによれば、クレオパトラはエジプト語を含む九つの言語を流暢に話すことが出来たとされ⁵⁸、このことは先行研究においてクレオパトラのエジプトへの造詣の深さとして枚挙に暇がない程に繰り返し用いられてきた⁵⁹。しかしながら、そもそもエジプトの伝統において、九という数字自体が地上に住む諸民族を示し、個々の民族を表すことが出来ない場合や、敢えて限定することを避けたい場合に、その総数を示すために用いられたものであった⁶⁰。これは、プトレマイオス8世のホルス名の一つである「九弓の民に君臨せし者 (*hrj-tp-pdt-9*)⁶¹」という表現にも表れている。すなわち、プルタルコスの言及さえも、こうしたエジプト的な概念の影響を受けている可能性を指摘することが出来るのである。すなわち、クレオパトラの王権理念には、ヘレニズム君主としての側面と、エジプトのファラオとしての側面が、相反することなく共存していたのではなからうか。

これを踏まえれば、クレオパトラがなぜ「祖国を愛する者/愛祖国者 (Φιλοπατρις)」という称号を創設し、そこにどのような意味が込められていたのかについての推測は可能であると思われる。前章で確認した通り、前37年末に、クレオパトラはアントニウスから、フェニキア、コイレ・シリア、キプロス、キリキアの領土の大半、ユダヤの一部地域、アラビアの沿岸地域を譲り受けている。これらの領土は、そもそもヘレニズム王国であったセレ

⁵⁵ 拙稿、2017を参照のこと。

⁵⁶ Samson, 1987, p. 110; Peacock, 2000, p. 422f.; ウェイゴール、9頁; 山花、2010、178頁。

⁵⁷ Hölbl, 2001, p. 249; Fletcher, 2008, p. 73.

⁵⁸ Plut., *Ant.*, 27.

⁵⁹ E.g. Chauveau, 2000, p. 10; Hölbl, 2001, p. 249; Montserrat, 2003, p. 150; Samson, 1987, pp. 103-5; cf. Ashton, 2008, p. 4f.

⁶⁰ Brunner, 1982, Sp. 474; オットー、1992、22頁。

⁶¹ von Beckerath 1999, S. 240f., 8:H3.

ウコス朝の領土であった。クレオパトラにとって、その両方の統治者であるならば、エジプトかヘレニズム王国かのどちらかだけの王であると示してしまう態度は避けるべきである。だからこそ、新たな統治暦を用いてまもなく現れる称号である「祖国を愛する者/愛祖国者(Φιλοπατρις)」における「祖国(πατρις)」には、エジプトもヘレニズム王国もどちらも示しうようなニュアンスが込められたと言えよう。したがって、先行研究がこの「祖国(πατρις)」はエジプトのみを指すのか、アレクサンドロス大王の帝国を指すのかのいずれかのみの解釈を選択しようとしているのは大いに問題がある。寧ろ、意味を明確にしないことにこそ、クレオパトラの意図があったと解釈すべきなのである。

おわりに

「祖国を愛する者/愛祖国者(Φιλοπατρις)」について、過剰なプロパガンダを見る必要はない。何故なら、そもそも、プトレマイオス朝の五重称号及び君主礼拝に用いる称号を考案していたのは、歴代のプトレマイオス王達の君主礼拝神官兼プタハ大神官として王朝と結びついていたメンフィスの一族であったからだ。彼らは、エジプト語とギリシア語を駆使し、彼らと利益を共にするプトレマイオス王権を強化すべく、その時々を政治的背景に基づいて巧みな表現を創出した。こうしたギリシア語による添え名及びエジプト語による五重称号は、当時、どちらか一方の言語を用いていた人々及び、二言語を併用していた人々、どちらにとっても受け入れ易く、かつ王権を強化するためのインパクトを有する適格な表現を目指し、神話や先代の支配者達の先例に基づき、慎重に練られたものにちがいない。故に、「祖国を愛する者/愛祖国者(Φιλοπατρις)」を含め、こうしたプトレマイオス朝において用いられた王の称号について、従来のような観点を以って論争すべきではない。寧ろ意味を明確にしないことで、エジプトとヘレニズム王国のどちらをも含みうると示そうとしたと考えられる。

今後、クレオパトラ治世について更に明らかにしてゆくには、メンフィスの一族との繋がりが及び、未だ十分な考察が行われていない彼女の父プトレマイオス 12 世の治世についてもみてゆくことが必要ではなかろうか。

参考文献

- Adler, J., 2005, "Governance in Ptolemaic Egypt: From Rapphia to Cleopatra VII (217-31 B.C.), Class-Based 'Colonialism'?", *Akroterion*, 50, pp. 27-38.
- Ashton, S. A., 2008, *Cleopatra and Egypt*, Oxford.
- Barta, W., 1989, "Zur Konstruktion der ägyptischen Königsnamen: VI. Alphabetisches Verzeichnis der Königsnamen und ihrer Epitheta in Übersetzung", *Zeitschrift für ägyptische Sprache und Altertumskunde*, 116, S. 111-37.
- von Beckerath, J., 1980, "Königsnamen und -titel", *Lexikon der Ägyptologie*, Bd. III, Wiesbaden, Sp. 540-56.
- von Beckerath, J., 1999, *Handbuch der ägyptischen Königsnamen*², Mainz.
- Bingen, J., 2007, *Hellenistic Egypt: Monarchy, Society, Economy, Culture*, R. S. Bagnall (eds.), California.
- Bosch-Puche, F., 2013, "The Egyptian Royal Titulary of Alexander the Great, I: Horus, Two Ladies, Golden Horus, and Throne Names", *The Journal of Egyptian Archaeology*, 99, pp. 131-54.
- Brunner, H., 1982, "Neunheit", *Lexikon der Ägyptologie*, Bd. IV, Sp. 474-79.
- Burnett, A. M., Amandry, M., Ripollès, P. P. 1992, *Roman Provincial Coinage*, vol. 1, London.
- Chauveau, M., 2000, *Egypt in the Age of Cleopatra: History and Society under the Ptolemies*, D. Lorton (trns.), Itaca/ London.
- Chauveau, M., 2002, *Cleopatra: The Myth*, trans. by D. Lorton, Ithaca/ London.
- Crawford, M. H., 1974, *Roman Republican Coinage*, Cambridge.
- Doxey, D. M., 2001, "Names", *The Oxford Encyclopedia of Ancient Egypt*, Vol.2, New York, pp. 490-92.
- Fletcher, J., 2008, *Cleopatra the Great: The Woman behind the Legend*, Yorkshire.
- Hölbl, G., 2001, *A History of the Ptolemaic Empire*, trans. by Tina Saavedra, London.
- Künzl, E., 1988, *Der römische Triumph*, München.
- Montserrat, D., 2003, "The Fatal Attraction of Cleopatra", in B. Manley (ed.), *The Seventy Great Mysteries of Ancient Egypt*, London, pp. 148-51.
- Paton, W. R. and E. L. Hicks, 1891, *The Inscriptions of Cos*, Oxford.
- Peacock, D., 2000, "The Roman Period (30BC-AD395)", in I. Shaw, 2000, *The Oxford History of Ancient Egypt*, Oxford, pp. 422-23.
- Ray, J., 2003, "Cleopatra in the Temples of Upper Egypt: The Evidence of Dendera and Armant", in S. Walker, S. A. Ashton (eds.), 2003, *Cleopatra Reassessed, British Museum Occasional Paper No. 103*, London, pp. 9-11.
- Samson, J., 1987, *Nefertiti and Cleopatra: Queen-Monarchs of Ancient Egypt*, London.
- Thompson, D. J., 2003, "Cleopatra VII: The Queen in Egypt", in S. Walker, S. A. Ashton (eds.), *Cleopatra Reassessed, British Museum Occasional Paper No. 103*, London, pp. 31-34.
- 浅香正、1985『クレオパトラとその時代—ローマ共和政の崩壊』創元社。
- ウェイゴール、A./古川達雄(訳)、1963『クレオパトラの生涯』二見書房。
- オットー、E./吉成薫(訳)、1992『エジプト文化入門』六興出版。
- 金澤良樹、1981「プトレマイオス十二世 Neos Dionysos 王の大赦令 - 史料研究: BGU1185-」『木更津工業高等専門学校紀要』第 14 号、90-94 頁。
- 金澤良樹、1983「ラゴス朝治下における被支配民エジプト人の抵抗運動(古代における支配と被支配の諸

形態〈特集〉)』『歴史評論』第403号、15-28頁。

ゴールズワーシー、A./ 阪本浩 (訳)、2016『アントニウスとクレオパトラ』、上下巻、白水社。

波部雄一郎、2014『プトレマイオス王国と東地中海世界—ヘレニズム王権とディオニュシズム』関西学院大学出版会。

山花京子、2010『古代エジプトの歴史—新王国時代からプトレマイオス朝まで』慶應義塾大学出版会。

拙稿、2017「クレオパトラ治世のハイブリッド性」『青山史学』第35号、29-44頁。